

## 都市公園内における保育所等設置の解禁 (都市公園法第7条第2項 平成29年6月15日)

### 特例措置前

○都市公園に設置できる**占用物件※**は、公共性の高いもの等、一定の工作物や施設に限って認められている。※電柱、電線、水道管、ガス管、地下公共駐車場、備蓄倉庫、派出所 等  
(規制の根拠)  
都市公園法第7条第1項

### ニーズ

○保育施設を増やし、待機児童等の問題を解消させたい。

### 特例措置

(旧)国家戦略特別区域法第20条の2

○保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可する。

#### 【社会福祉施設】 (旧)法施行令第24条

- 保育所
- 身体障害者福祉センター
- 老人デイサービスセンター
- 障害福祉サービス事業施設
- 幼保連携型認定こども園
- 地方公共団体が条例で定めるもの  
など

#### 【技術的基準】

(旧)法施行令第25条

- 外観及び配置  
⇒都市公園の風致及び美観等の機能を害しないもの
- 施設の構造  
⇒倒壊、落下等による危険防止の措置を講ずる
- 占用の場所  
⇒広場又は公園施設である建築物内
- 広場内に施設を設置する場合  
⇒施設の敷地面積の合計が、広場の敷地面積の3割を超えないもの
- 建築物内に施設を設置する場合  
⇒施設の床面積の合計が、当該建築物の延べ面積の5割を超えないもの など

都市公園法第7条第2項  
都市公園で保育所等の設置を可能に(国家戦略特区特例の一般措置化)

### 効果

○保育等の福祉サービスの需要に対応し、女性等が活躍できる社会を構築する。